

主任介護支援専門員の

介護支援専門員証の変更のご案内

変更の目的

主任介護支援専門員の意識向上やその地位の魅力を向上させることを目的として、以下のとおり主任の方の介護支援専門員証を変更します。

※主任以外の方の介護支援専門員証は現行どおりです。

変更点

- ① 高品質化：現行の紙台紙をラミネート加工したものからプラスチック製のカードに変更
- ② デザインの刷新：一目で主任介護支援専門員であることが分かるようデザインを刷新

現行（変更前）



紙の台紙をラミネート加工

新介護支援専門員証（変更後）



プラスチックカード化、新たなデザイン

変更の時期

本日（平成30年4月23日）以降、主任介護支援専門員の方に有効期間の更新時（証の更新時）に発行する介護支援専門員証は、上記の新介護支援専門員証になります。

更新前に新介護支援専門員証への変更を希望される方

- 既に主任介護支援専門員の資格を持っている方で次の更新より前に新介護支援専門員証への変更を希望される方は、お手数ですが、手続きが必要となります。手続きの方法は、次のページをご覧ください。
- 次回の更新時に新介護支援専門員証へ変更したい方（次の更新時期まで現在の証の使用を希望される方）は、次回の更新時に新介護支援専門員証を交付することになります。（更新時に主任介護支援専門員の資格を持っている方のみ）

※ 新介護支援専門員証の交付後に主任介護支援専門員の資格を喪失された場合は、現行の介護支援専門員証に戻ります。（新介護支援専門員証の返納→現行の介護支援専門員証の発行となります。）

手続きの方法

※既に主任介護支援専門員の資格を持っている方で、次の更新より前に新介護支援専門員証への変更を希望する方のみ手続きを行ってください。

1. 必要書類等 手数料は不要です！

- ① 別添「新介護支援専門員証交付申請書」
- ② 現在お持ちの介護支援専門員証の原本
- ③ 顔写真データ（6か月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景のもの）
- ④ 返信用封筒（定型（運転免許証が入る大きさ）、242円分の切手を貼付、送付先の住所、氏名を記入したもの）

※①の申請書様式は県のホームページに掲載しています。

【健康・福祉】→【高齢者福祉・介護保険】→【介護保険】→【主任介護支援専門員の介護支援専門員証の変更について】

2. 必要書類等の提出先、提出方法

- 上記1の①～④を県長寿社会課に送付してください。
- 原則、①、②、④は郵送、③はメールで送付してください。

【郵送先】 〒840-8570 佐賀市城内1-1-59
佐賀県庁長寿社会課 介護指導担当

【メール先】 tyoujyusyakai@pref.saga.lg.jp

■ 留意事項等

- ☞ 顔写真データを送る際のメールは、
 - ・ 件名を「新介護支援専門員証への変更を希望します」とし、
 - ・ 本文に「1.氏名、2.介護支援専門員の登録番号、3.連絡先（電話番号）」を記載し、
 - ・ 顔写真データ（JPGファイル等）を添付の上、
上記アドレスまで送付してください。
- ☞ 「③顔写真データ」のメール送付が困難な場合は、顔写真を①、②、④と併せて郵送してください。印刷時の解像度の関係上、できるだけメール（データ（JPGファイル等））での送付をお勧めします。

※ 郵送される際の顔写真は、以下の規格でお願いします。

- ・ サイズ縦3.0センチ、横2.4センチ
- ・ ふちなし
- ・ 白黒・カラーどちらでも可
- ・ 6か月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景のもの
- ・ 証明写真として撮影したもの（スナップ写真や家庭用プリンターで印刷した写真など、証明写真として不適当な写真は不可です。）
- ・ 写真の裏面に氏名を記入

【問い合わせ先】 ※何か不明な点があれば、以下までお気軽にお問合せください。

佐賀県 健康福祉部 長寿社会課 介護指導担当
TEL : 0952-25-7105 FAX : 0952-25-7265
E-mail : tyoujyusyakai@pref.saga.lg.jp